

本書面をよくお読みください。

契約書

太枠内「お客様記入欄」裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様 (甲)	契約日	20	年	月	日	担当者	
	氏名	フリガナ				生年月日	
		印				年	月
	住所	〒 - ご連絡先（自宅・携帯） - -					
	職業	会社・学校 名称					
		所在地	〒 -				

<役務提供期間> (20____年____月____日 ~ (20____年____月____日)

①役務内容

コース名	内容	金額（税込）
バストアップスクール	施術（全8回、月2回、1回あたり60分） 食事法講座（全6回、月2回、1回あたり30分）	360,000
手数料		
お支払総合計金額		

②料金支払方法

支払い方法	支払い時期	備考
<input type="checkbox"/> 銀行振込	20 年 月 日	振込手数料はお客様が負担するものとします。
<input type="checkbox"/> クレジットカード一括払い	20 年 月 日	
<input type="checkbox"/> クレジットカード分割払い	20 年 月 日	3回以上は都度2%の手数料をご負担頂きます。

契約書約款

第1条 (契約の成立)

- お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当院（以下、「乙」といいます。）に対して、本日、バストアップスクール（以下、「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
- 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
- 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

第2条 (役務の内容)

乙は、甲に対し、本契約書に記載する役務を提供するものとします。

第3条 (役務等の金額)

乙は、甲に提供する役務の対価、その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。

第4条 (支払方法及び支払時期)

甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。

第5条 (役務の提供期間)

- 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。役務の提供期間4は、甲乙の同意により延長できるものとします。
- 役務提供期間を過ぎた場合、未消化分の施術又は講座の利用権は失効するものとし、未消化分の利用料のご返金はできません。

第6条 (クーリング・オフ)

- 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。また、乙が契約に関して甲から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。
- 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- 乙から甲に対して関連商品の引き渡しが行なわれているときは、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
- クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
- クレジットカードをご利用の場合の精算は、各クレジットカード会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジットカード会社の規約等でご確認下さい。

クーリング・オフ (契約解除) 文例

契約解除通知書

住所〇〇〇〇 〇〇 代表者〇〇〇〇殿

〇年〇月〇日、貴店との間で締結した〇〇の役務契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。

つきましては、支払い済みの〇〇〇円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。

銀行口座：〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

〇年〇月〇日 住所〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

第7条 (中途解約)

- 甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。なお、関連商品のみの解約は認められません。
- 甲が中途解約をした場合、中途解約時の費用として次の料金を乙に支払うものとし、乙は、甲に対し、これを超える損害金（これに対する法定利率による遅延損害金は除く。）の支払いを請求できないものとします。
 - 中途解約が「役務提供開始前」の場合
契約締結及び履行のために要する費用として2万円をお支払い頂きます。
 - 中途解約が「役務提供開始後」の場合

精算金＝お支払総額－①提供された役務の対価－②解約手数料

①提供された役務の対価は、回数をもって計算するものとします。

②解約手数料は、2万円又はご契約残額の10%に相当する額のいずれか低い方の額とします。

3 甲が第1項の規定により中途解約をした場合、乙は、前項に定める精算金を甲に返還するものとします。なお、クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法により精算を行います。

4 役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意ください。

5 クレジット、ローン会社等をご利用の場合の精算は、各会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

第8条 (キャンセル)

1 施術又は講座の予約をキャンセルする場合は、予約日の2日前までに乙にご連絡下さい。

2 甲の都合により前項で定める期日までに乙へのご連絡なく予約をキャンセルされた場合、甲においてキャンセルされた施術又は講座を受けられたものとし、無断キャンセルの場合も同様とします。

第9条 (抗弁権の接続)

甲は、割賦販売法に基づいて乙に対して生じている事由をもってクレジット会社に抗弁を対抗できるものとします。

第10条 (前受金の保全措置)

前受金の保全措置は講じないものとします。

第11条 (合意管轄)

本契約に関連して生じた紛争の第一審の管轄裁判所を東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

第12条 (協議事項)

本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。

以上

以上のとおり、契約をしましたので、本書2通を作成し、甲乙が1通ずつ保管するものとします。

(乙) 店名 整体院万結

代表者氏名 鈴木 舞

Ⓜ

所在地 東京都目黒区三田2-10-75 恵比寿ガーデン 4001

電話番号 080-1856-2463